

第21回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年2月28日（月） 午後3時58分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年2月28日(月) 午後3時58分
2. 閉会時間 令和4年2月28日(月) 午後5時32分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏名
6	片山 定幸

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 5名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎
高野	吉田 和久	釘崎	太田 武春		

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農地改良等届について
- 報告第4号 「島原市農地改良等の取扱いに関する要綱」の制定について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について

- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
第7号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について

午後3時58分開会

議長

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第21回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

14番 吉田 幸春 委員、15番 永田 充 委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から訂正があります。

事務局

議案集14ページをお願いします。

第5号議案の6番について、当事者双方から訂正の申し出がありましたので、本日配布の第5号議案と差替えをお願いします。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、8件 27筆 35, 855平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページから5ページに記載のとおりで、7件 12筆 15, 284平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集は6ページ、届出人は議案集に記載のとおりで、農地の利便性を高めるため、傾斜農地を造成し、改良するとの内容です。

次に、報告第4号、「島原市農地改良等の取扱いに関する要綱」の制定について報告します。

議案集6ページ、説明は、別添① 1ページをご覧ください。

現在、農地改良届出の様式はありますが、改良基準等を定めた「取扱要綱」が制定されておりましたので、今回、新たに要綱を制定いたしました。

それでは、その概要について説明いたします。

- 1 目的は、「農地法に基づき、農地利用増進のため、農地改良等の取扱いを定め、優良農地の確保と農業経営の改善を図ることを目的とします。」
- 2 内容は、改良基準として要綱第3条から主なものを記載しております。
 - ① 施工面積(盛土・切土の合計面積)は3,000㎡未満
 - ② 盛土の高さ2m以内かつ切土の高さ2m以内(0.5m以内は届出不要)
 - ③ 産業廃棄物等を投棄しない
 - ④ 隣接地等に被害を与えない
 - ⑤ 工事期間は6か月以内とし、1年以内に作付けを行うなどとしております。

次に、手続きは、

- ① 農地改良届出書の提出(着工予定の1か月前までに)
- ② 現地調査(事務局、農業委員又は推進委員で実施)
- ③ 受理済書の発行
- ④ 改良工事の実施
- ⑤ 工事完了後、速やかに報告書を提出。

次に、施行日は令和4年4月1日を予定しております。

また、届出等の様式は、5ページから10ページに添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、この取扱要綱は、長崎県農地転用関係事務指針に示されている「判断基準及び事務手続」に基づき策定しております。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

……委員

(……委員)

改良基準の隣接地に被害を与えないとはどういった内容か。

議長

事務局

事務局

6ページ、様式第2号にあるように、農地法4、5条の届出と同じように、被害防除計画を立て、対策をしっかりと改良者から届出を提出してもらい、現地を確認し、改良を認めるとのことです。

議長

……委員

(……委員)

隣接者の同意は要らないのか。

議長

事務局

事務局

被害防除計画を提出するだけで、同意書は求めている。

議長

……委員

(……委員)

20年以上前の事例ですが、隣接地とトラブルがありました。

埋め立てにより農地が窓より高くなり、隣接地の住居に埃が入り、許可後にトラブルとなった。

隣地の方は、現在、家を解体し、離れて家を建てている。

被害防除計画でなく、同意書が必要ではないのか。

議長

事務局

事務局

法4、5条で同意書をとらない。この要綱は市で作成するが、法で同意書をとらない届出以上に重たい規制をする必要はない。

農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し、工事施工を認める。隣接地に影響がないように対策を指示する。

議長

……委員

(……委員)

届出書の保管は5年間、その後は書類がない。

事例で、改良後によその畑に水を流す。あとは民事対応(民法)となる。市が介入できるようにすべきではないのか。

議長

事務局

事務局

法4, 5条の届出より、この要綱が重たい規制はかけられない。

現地で所有者とも確認をして、対策の指示をすることで、対応はできる。

農地トラブルに関して、市ができる範囲は対応するが、それを超える部分は当事者同士で司法対応となる。

議長

……委員の事例のようなことがないように要綱は定めてある。今の意見を踏まて、再度検討をして次回、事務局から報告をお願いします。

次に、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 760平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5, 233平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、軽トラック 2台、トラクター 1台、ユンボ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、20年の農作業歴があります。

昨年10月総会において新規就農により農地法第3条の許可を受けた者で、今回、規模拡大により農地を新たに取得しようとするものです。

妻と農業を営み、申請地も含め、玉葱・生姜を作付し、通作距離は自宅から車で15分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ2番に記載のとおり田 4 筆、畑 4 筆
合計 5、462平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,638平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、ショベル 1台、
フォークリフト 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、16年の農作業歴があります。

父から贈与を受け、申請地も含め、水稻や、イタリアン等の飼料作物を作付し、通作距離は自宅から車で約
5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ3番に記載のとおり田 1筆 1,675平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,448平方メートルで、農機具は、耕耘機 1台、草刈機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、16年の農作業暦があります。

申請地も含め、南瓜・ハゼノキを作付し、通作距離は自宅から700メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ4番に記載のとおり畑 1筆 2, 418平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、82, 624.32平方メートルで、農機具は、トラクター 5台、管理機 10台、トラック 3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は30年の農作業歴があります。

両親と妻の4人で農業を営んでおり、申請地も含め、大根、人参、生姜を作付しており、通作距離は自宅から車で20分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について説明します。
当初計画では、令和……付け長崎県……指令……号で貸住宅用地として許可を受けていましたが、倉庫用地へ変更したいとの申請です。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側および西側は宅地となっております。
現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、申請地 522.59平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。
申請地は、都市計画区域内の第一種住宅地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は道路となっております。

盛土造成し、既存のコンクリート擁壁および石垣を利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付すること決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、申請地 555平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は転用許可済地、東側、南側及び西側は宅地となっております。
現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、申請地 1, 287平方メートルを譲り受け、木造2階建て建売住宅2棟、木造平屋建て建売住宅2棟を建築したいとの申請です。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、……からおおむね300メートル以内にあり、市街地化の著しい区域内にある農地に該当するため、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並び補足説明をお願いいたします。
……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は道路、西側は宅地となっております。
切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、
問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご
意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当
と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、4番に記載のとおりで、申請地 1、476平方メートルを譲り
受け、木造2階建住宅、軽量鉄筋造倉庫の建築、および資材置場、駐車場として利用したいとの申請です。
申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は道路、南側は宅地、西側は鉄道用地となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、1番に記載のとおりで、平成10年月日不詳頃から、雑木や竹が生い茂り、山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は河川、南側は宅地、西側は山林となっております。現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。次に、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集13ページから16ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 16件 40筆 49, 199平方メートル、耕作権の再設定 3件 5筆 7, 422平方メートル
次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集17ページに記載のとおりで、2件 2筆 5, 481平方メートルです。
合計 21件 47筆 62, 102平方メートルです。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員、……委員の退場を求めます。

(……委員、……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の18、19ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、31筆、43,982平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

なお、補足説明として、……の……さんにつきましては、……学校を令和4年3月に卒業後、就農とのことで、農作業従事日数は「0日」となっております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

……委員、……委員の入場を求めます。

(……委員、……委員 入場)

議長

第7号議案、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」について説明します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、島原市から意見聴取の依頼がありました。

別添④を併せてご覧ください。

本件につきましては、長崎県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和3年4月に見直されたことに伴い、市の基本構想の見直しを行うものであります。

まず、この基本構想とは、市が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の明確化を図り、営農類型ごとの経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の指標及び農用地の利用集積の目標を定め、その実現のために採るべき方針を示したものです。

この基本構想に基づく制度として、

- ①農業経営改善計画の認定（認定農業者の認定）
- ②青年等就農計画の認定（認定新規就農者の認定）
- ③農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の集積（農用地貸借）があります。

次に、今回の主な改正点について、ご説明いたします。

別添④ 新旧対照表2ページ、下段の第1表をご覧ください。

1点目、「効率的かつ安定的な農業経営の目標」について（認定農業者認定基準）です。

現行の「年間農業所得、主たる従事者1人当たり年間400万円」を「1経営体当たり400万円」に改正するものです。

これは、令和2年度から2市町村を超える広域認定開始に伴い、隣接市（雲仙市、南島原市）と協議して同一の所得目標を設定するものです。

次に、3ページ、下段をご覧ください。

2点目、「(2) 農用地の集積と遊休農地解消対策」について、右側下線部分を左側下線部の「農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理機構による事業を核として、借受者の登録を推進するとともに、掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元把握の下に両者を適切に結び付けて農地集積を推進する。」に改正するものです。

これは、平成27年度に、農業委員会等に関する法律の改正により農業委員会委員に、農地利用最適化推進委員が新設されたこと、また、農地集積を農地中間管理機構による事業を主とするものです。

次に、7ページ、下段をご覧ください。

3点目、「②新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得目標」（認定新規就農者認定基準）について、現行の「(1) で示した数値の5割以上」から「年間300万円以上」と改正するものです。

これは、県基本方針で示された農業所得目標を参考に所得目標を具体的に表記するものです。

また、その他改正として、営農類型は実情に合わせて変更、法律改正等により文言等を修正しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

……委員

(……委員)

単価、数量がないと400万円(2,000時間)の積算がわからない。市場価格から積算しているのか。昨年の12月まではほとんどの農家は赤字である。これは空論ではないのか。具体的に所得金額を記載するならば、所得補償を入れるべきではないのか。

子牛の値段は下がり、燃料、機械、資材費は上がり、更に円安となっている。

議長

農林課から説明をお願いします。

農林課

年間労働時間2,000時間と年間所得400万円では、それぞれが個別の年間目標である。

農家の売上が下がっているのは承知している。認定農家の基準を示し、支援していくラインを示している。年間所得400万円は、県の基準値から計上している。

議長

……委員

(……委員)

野菜価格が安く、種代もない。今は、生ごみに金をかけて運んで処分している。生ごみは資源であり、肥料をやり過ぎず、バイオ発電を活用するなどして経費を削減し、農業を推進する時代である。

市を挙げて、市が生き残るには食料生産を主として、資源循環型社会を目指すべきである。微生物は自然に優しい。そのあたりが記載されていない。

議長

農林課

農林課

所得、労働時間は半島3市で協議して決めた目標である。……委員指摘の経営のやり方は、県の基本構想で示している。具体的な方法は、農家がおのこのやり方で取り組んでいただきたい。

議長

……委員

(……委員)

個々の農家で対応できること、市を挙げて対応することがある。
機械による無人化が進展している。面積に対する機械規模が示されていない。
今後の農業経営が詳細に示されていない。

議長

この案は、今後、県と調整してまとめることとなっており、また、この構想は5年、10年後に随時見直すよう計画されているようです。

市へは、農業委員会総会での農業委員からの発言を踏まえて回答するようにいたします。

議長

以上で、第21回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第21回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時32分閉会